

日吉津村自治基本条例策定委員会（第20回）議事録

日時：10月6日（月）午後7時30分～9時30分

場所：役場第1・2会議室

出席者 田中委員長、山路副委員長、松岡委員、河中委員、西委員、土井委員
三島委員、建部委員、破戸委員、奥田委員、池田委員、松本委員、
住田委員

プロジェクト委員…清水委員、小原委員、松田委員、里委員

欠席者 成瀬委員、田邊委員、長谷川委員、高森委員、奥田委員、川原委員
山崎副委員長、井上委員

事務局 前田課長、高田課長補佐、福井主査、鬼束主事

○委員長あいさつ

- ・時間の都合上、早速協議に入らしていただく。

○協議

◇自治基本条例の内容の検討について

◆条例案の検討

（事務局）

- ・資料の確認。
- ・パブリック・コメントの結果をホームページ、中央公民館、役場地域振興課の窓口で公表している。
- ・3日に自治連合会で自治会の定義、説明会の協力依頼等の話をした。やり方等については後日協議する。

（委員長）

- ・今回は第3章の村民等というところまで進んでいた。村民の役割と責務がまだ。その続きから。

※第3章村民等

【村民の役割と責務】

（委員長）

- ・および事業者等という部分は事業者等の役割と責務のところに移行しても良いか。（賛成）

（意見等）

- ・自治法では「村民」でなく「住民」になっているのでは。
- ・「分任」という言葉はあまり聞きなれない。
- ・基本的な解釈としては、金銭的な負担を伴うというような意味であり、責任を分担するというような意味とは少し違う。

- ・最後の「負担を分任する」というところを「応分の負担をする」に変えてはどうか。
- ・私は「応分の負担をする」が分かりやすいと思う。
- ・分任という意味が財政面だけの負担を負うという意味なのか。他の意味があるのか。
- ・逐条解説では、金銭的な、予算的な負担というような意味で書かれている。
- ・応分の負担というのは、自分が受けるサービスに対して、というような意味。それが正しいのかは分からない。
- ・分任というと経済的なものだけでなく、行政サービスの維持などに互いに責任がある、というような感じになる。
- ・「応分の負担」よりは広い感じがする。
- ・この表現にこだわったのは、納税、保育料、給食費等の問題があって、皆さんにできるだけ理解いただけるような表現をと思ったから。分任はあまりにも行政用語過ぎる。住民の立場から考えて分かりやすいものを。
- ・内容的に違ったら困る。
- ・行政サービスにすべてお金がかかるとは言えない。

(委員長)

- ・プロジェクトの委員さんの意見はどうか。

(意見等)

- ・プロジェクトでは深い議論はしていない。このままで良いという話だった。
- ・経済的な負担ばかりではきつい。逆に行政側が経済面を支援して、実行の部分で村民の方にとりやすいやり方もある。
- ・分任という表現のままにしておいて、説明を載せるのはどうか。行政用語を使っておくのも良いかも。(賛成)

【事業者等の役割と責務】

(委員長)

- ・「様々な」を「あらゆる」に変えたらどうかという意見もある。
- ・「地域の一員として」という表現を削り、「様々な」という表現も変えないままにすることで良いか。(賛成)

(意見等)

- ・「公益性を担保する」という表現はちょっと……。元の表現のほうが良い。
- ・パブリック・コメントの意見の中にもう少し環境保全、公害防止のことなどを入れて欲しいという意見もあった。

(委員長)

- ・それらについては解説に入れるということで良いか。(賛成)

※第4章 議会

【議会の役割と責務】

(意見等)

- ・村民代表でなく住民代表。
- ・議会は、の後の「村民代表として・・・組織された」というのが無いほうがすっきりするのでは。
- ・「議会として積極的な政策提案を果たさなければならない」というのを入れたほうが良い。
- ・それらは議員の責務のところに含まれている。
- ・議員ではなく議会として提案するという意味。
- ・基本的には、執行部や議員が提案して、議会が協議するもの。
- ・議員が発議してそれが議会の意思になるもの。
- ・議員一人ひとりが提案するのだが、議会が決定してはじめて意見となる。議会としての活動というのは、議員個々の活動とは違う。監視・牽制というのも議員としてではなく、議会としての活動。やはりその中に「積極的な政策提案」は必要ではないか。
- ・議会はグループなので、議員の意見まとめりでは。

(委員長)

- ・この部分は事務局に調べておいてもらう。

(事務局)

- ・議員さんが構成させる議会ですから、まったくの別物ではないが、議会、議員のところで両方載せるのか、整理を。

(意見等)

- ・「声を聴く」という表現がこの条例にはふさわしくないのでは。
- ・「声を聴く機会」というのは公聴会のようなイメージ。議場の場に住民なり参考人を呼ぶような感じ。
- ・いろいろな機関を設けるといより、機会＝チャンスを作って意見を聴くというような意味。
- ・声というのはちょっと文学的過ぎる。
- ・「意見を聴く」「意見を把握する」というような表現に変えるか。
- ・「村民の意思を把握するために声を聴く」というのはどうか。
- ・議会が反映させるのではないのでは。行政が住民の意見を反映させるものであって、それができているかいないかを議会が監視と牽制するのでは。
- ・ここでは議会の役割なので、議会も声を聴くというような意味で記載してある。
- ・村民の意思を政策に反映させるだけではないのかもしれない。
- ・議員の責務に記載してあるので、議会としてはそこまで記載しなくても。

(委員長)

- ・第2項ここはこのままでいくということでしょうか。(賛成)

(意見等)

- ・語尾が「努める」から「しなければなりません」に変更となっている。

- ・ 条例っぽくした。あくまで叩き台のようなつもりで。「努める」に直してもらってもかまわない。
- ・ 議会や行政側は「なりません」という表現で、住民側は「するものとする」というようなやわらかい表現にしている。
- ・ 「より開かれた議会運営により、議会への住民参加を促進しなければならない」を入れてはどうか。
- ・ ここは議会の役割と責務だから主語があいまいになると分かりにくい。「議会は・・・に努めます」で良いのでは。
- ・ 議会は、住民がもっと議会に振り向いてもらえるように働かないといけないのではという意味。
- ・ 議会の責任として、住民に議会にもっと関心を持たせるというような意味。
- ・ それについては、議会ではなく住民に対して何か付け加えたほうが良いのでは。
- ・ 議会に対しては厳しくいきたい。
- ・ それは「広く村民の声を聴く」以上のことをしていかなければならないということか。
- ・ ただ議会は公開しています、というだけではいけない。
- ・ それは議員の話では。議員のほうにそれらしいものが書かれている。
- ・ 議会の傍聴に来てください、というのも議員一人ひとりが言うのではなくて議会として言うべき。議員個人の活動ではない。
- ・ 議会は公開原則にはなっている。定例会の日程は広報やホームページで周知できるが、委員会や協議会は内容も日程もまったく出ていない。ホームページはタイムリーに流せるが、見ていない人が多い。無線だとごちゃごちゃして分からなくなる。議会事務局が周知方法で悩まれている。
- ・ 3つ目の「情報を提供しなければならない」というのは、議会の日程を公開するというのも含まれている。
- ・ 情報提供さえしておけば良いという意味ではない。
- ・ 議会グループだったが条例案の文面からは読み取れないいろいろな思いがある。せつかく意見を出したのだからどこかに反映してもらいたいという思いはある。
- ・ 議会への住民参加といったときにそれをどう説明するかが問題。
- ・ 詳しいことは逐条解説に傍聴などの項目を設けて記載すれば良いのでは。
- ・ 住民の参加といったときに意見交換の場を設けたり、傍聴に参加することのことがらを含めて情報提供といったりするのでは。条例中に傍聴や公聴会といった細かい部分まで記載されている条例も他にはある。
- ・ 住民が議会の活動に対して目を向ける、ということをも議会も住民も行政もそれぞれがしないといけないということではないか。
- ・ 今はこの議会に部分の条例案の文章を考える。

(委員長)

- ・第3項に「住民参加を促進しなければならない」という表現を入れるかどうか。

(意見等)

- ・「住民」でなく「村民」では。
- ・議会への村民参加とは具体的にどういうものかということも考えていかなければならない。
- ・議会については情報を提供した、というだけではダメ。そのやり方についても考えていかなければ。

(委員長)

- ・これらの意見をふまえ考える。

【議員の責務】

(意見等)

- ・「村民の代表者」ではなく「選挙で選ばれた」ではないか。
- ・選挙となると住民。村政を考えていくと、住民どうこうでなく村に関わる人すべてが対象となるような感じ。
- ・第1項には住民に選挙で直接選ばれた議員という位置付けが欲しい。
- ・村民の代表者としてではなくて、議員としての品位を忘れないということが大事。
- ・議員グループの意見の中で最も強かったのは報告会。
- ・「議員の品位と責務」は入れておいても良いのではないか。

(委員長)

- ・「村民の代表者としての」を削ることで良いか。(賛成)
- ・第2項はこのままで良いか。(賛成)

(意見等)

- ・活動報告は議会でするものであって議員個人でするものではないと思う。
- ・グループ討議で出たのが、報告会という場ではなくてもチラシ等で周知すること。つまり、その議員さんがどのような活動をしているのか分からない。
- ・それは住民が声に出して言えば良いことで、ここに載せることではないと思う。報告するかしないかは議員の自由。
- ・議員さんの活動が見えないから、やはりこういう表現は入れたほうが良い。
- ・それは分かるが、住民が普段から議員に対して言っていけば良いこと。
- ・「自らの活動報告の場を設ける」というのは例えばの話なので、「場を設け」の後に「るなど」を入れたら良いのでは。
- ・議員グループの意見としては、活動報告の場を設けて欲しい。
- ・報告方法は報告会でもチラシでもかまわない。これらの情報が、自分が議員さんを選ぶときの判断材料になる。

- ・皆さんの思いは分かるが、載せるべきでないと思う。

(委員長)

- ・「設けるなど」にすれば、議員さんそれぞれのやり方で報告できる、という意味が込められている。

(意見等)

- ・第4項は「政権公約を具体的に示さなければならない」の方がすっきりするのでは。
- ・「政権公約」とすると字が変わってくる。議会では村長のマニフェストと同じようなものは出せないなので、こういう表現にしている。

※第5章 村長等

【村長の役割と責務】

(委員長)

- ・第1項はこのままで良いか。(賛成)
- ・第2項もこのままで良いか。(賛成)

【村長のローカル・マニフェスト】

(意見等)

- ・事務局側での意見で「村民が政策を選択できるよう」という部分は削っても良いかも、という意見が出た。
- ・「達成の度合い」というより「達成度」の方が良い。
- ・「達成度」の方が良い。
- ・カタカナ表記はやめようという意見があったが「ローカル・マニフェスト」を政権公約としてはいけないか。
- ・マニフェストという表現はだいぶ聞きなれてきている言葉なので、解説を多少入れるにしても使って良いのではないか、という意見もある。
- ・「具体的な」ではなく「具体的で」の方が良い。
- ・語尾は「努めなければなりません」なのか「しなければならない」なのか。
- ・「努めなければなりません」で良いか。(賛成)

(委員長)

- ・「村民が政策を選択できるよう」はとって良いか。(賛成)

(意見等)

- ・「情報提供するよう」でなく「情報提供に」の方が良い。
- ・語尾が全て「努めなければなりません」となっているのが気になる。弱い感じがする。
- ・村のトップになる人なので、自分の政策というものを明確に示して欲しい。
- ・いちおう語尾は「です・ます」調にしてある。これについては検討する。

【行政の役割と責務】

(意見等)

- ・骨子をみると箇条書きにしてあるが、条例案の他の章(議会・村長)では

こういう書き方をしていないので、バランスをとる意味でも書き方を変更した。

- ・「最小の経費で最大の効果を上げるよう努める」は第1項に組み込ませてもらった。
- ・それは違う。費用意識や原価意識が無いからこういう意見が出た。この言葉には意味がある。
- ・「効率的に」という表現があるから、破戸委員の言われる意見も含まれているような気がする。
- ・行政の役割を考えてみて、項目を1つにまとめなくても、項目が増えても良いのではないか。
- ・ここの部分を4項目にして、「最小で最大の効果」という表現をうまく組み入れるようにしてみる。
- ・第3項のところに適正な人員配置とあるが、人事評価ということも入れた方が良い。
- ・人事評価というのを入れるかどうかという話になると難しい。
- ・評価をして配置するので、評価は当然のこと。
- ・行政側が評価するのが難しいという考え方はおかしい。
- ・そうではなくて、人事評価となると人事評価制度との兼ね合いがあり、入れるか入れないかを十分に協議しないとイケない。評価できないという意味ではない。
- ・「適正な」という表現があるのは、評価しているということも含まれている。
- ・主語が「村は」となっているが、実際に職員の適正な評価や配置をするのは誰か。
- ・有能な職員の任用よりも、その職員の能力が最大限に発揮できるようにするほうが重要。
- ・もし人事評価を入れるなら、詳しい解説も必要になる。

(委員長)

- ・条例案の表現で全てが網羅されているのではないか。

(事務局)

- ・意見で、「村は」という表現は「村長は」と置き換えることもできる。厳密に言えば、教育委員会では教育長が評価や配置をする。

◆今後の進め方

(委員長)

- ・次は10ページから。

◇その他

(事務局)

- ・10月11日に懇親会を計画している。ぜひご参加を。
- ・次回は10月15日(水)

○閉会